

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所の認可に係る意見聴取資料

令和 8 年 1 月

山口市こども未来部保育幼稚園課

1. 乳児等通園支援事業の概要

(1) 事業の趣旨

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保護者の就労要件等にかかわらず、家庭で育児を行っている乳児等に対し、保育所等での集団生活や専門的支援を体験する機会を提供することを目的とした事業です。

これにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目指しています。

(2) 事業の対象

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない、0歳6か月から満3歳未満までの乳幼児を対象とします。

(3) 事業内容

こども一人当たり月10時間を上限として、定期的または一時的な通園利用が可能で、利用料金は1時間当たり300円です。（所得等に応じて一部減免あり。）

保育士等による保育・生活支援や保護者への子育てに関する助言・情報提供などの支援を行います。

(4) 事業の実施方法

定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う「一般型乳児等通園支援事業（以下「一般型事業」という。）」又は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う「余裕活用型乳児等通園支援事業（以下「余裕活用型事業」という。）」により実施します。

2. 乳児等通園支援事業所の認可基準

本市における乳児等通園支援事業所の認可は、山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第41号。以下「条例」という。）及び関係法令等を踏まえ、主に以下の基準に基づき行います。

(1) 施設・設備基準

- ・乳児等が安全かつ衛生的に過ごせる保育室を有していること
- ・年齢や発達段階に応じた十分な保育スペースが確保されていること
- ・乳児用トイレ、手洗い設備、事故防止対策等が講じられていること

利用児童の年齢	設備	面積基準
0、1歳児	乳児室	一人当たり 1.65 m ²
	ほふく室	一人当たり 3.3 m ²
2歳児	保育室又は遊戯室	一人当たり 1.98 m ²

(2) 人員配置基準

- ・事業実施時間中、保育士又は保育士に準ずる資格を有する職員を配置していること
- ・乳児等の人数に応じ、適切な職員配置が確保されていること

利用児童の年齢	配置基準
0歳児	おおむね3人につき1人以上
1～2歳児	おおむね6人につき1人以上

(3) 運営体制

- ・利用者の受入れ方法、利用時間、利用料金等が明確に定められていること
- ・安全管理、事故発生時の対応、苦情対応体制が整備されていること
- ・個人情報の適切な管理が行われていること

(4) その他

- ・市が実施する指導・監査に適切に対応できる体制であること
- ・事業の趣旨を十分に理解し、継続的かつ安定的な運営が見込まれること

3. 認可予定事業所一覧

(1) 一般型事業所一覧（7事業所）

※専用枠を設けて乳児等通園支援事業を実施する施設

事業所名	施設区分	所在地	運営法人	定員
愛児園乳児保育所	保育所	山口市大手町 6-17	社会福祉法人 吉敷愛児園	3人
認定こども園ゆだ	認定こども園	山口市富田原町 42-4	社会福祉法人 吉敷愛児園	3人
認定こども園おとり	認定こども園	山口市維新公園 五丁目 10 番 1 号	社会福祉法人 吉敷愛児園	3人
認定こども園みやのの森	認定こども園	山口市宮野下 953	社会福祉法人 吉敷愛児園	3人
たんぽぽ保育園	保育所	山口市小郡新町 二丁目 5 番 1 号	社会福祉法人 たんぽぽ会	3人
はあと保育園中央	保育所	山口市神田町 4-22	社会福祉法人 青藍会	2人
認定こども園野田学園幼稚園	認定こども園	山口市天花 一丁目 3 番 1 号	学校法人 野田学園	6人

(2) 余裕活用型事業所一覧 (15 事業所)

※既存の保育定員の余裕を活用して実施する施設

事業所名	施設区分	所在地	運営法人
さやま保育園	保育所	山口市佐山 2793	社会福祉法人 であいの里
認定こども園ひらかわ	認定こども園	山口市吉田 3050	社会福祉法人 吉敷愛児園
きらきら星保育園	保育所	山口市大内長野 521-1	社会福祉法人 育慈会
夢の星保育園大内園	保育所	山口市大内長野 1061-1	社会福祉法人 育慈会
めばえ保育園	保育所	山口市矢原 887 番 6	社会福祉法人 育慈会
はあと保育園新山口	保育所	山口市小郡平成町 1-20	社会福祉法人 青藍会
めばえぽっぽ保育園	保育所	山口市平井 945-1	社会福祉法人 育慈会
はあと保育園吉敷	事業所内保育事業所	山口市吉敷中東 一丁目 1-2	医療法人社団 青藍会
プティットーノ坂保育園	小規模保育事業所	山口市後河原吉田 37-2	ヤクルトチャイルド サポート株式会社
山口ココモ保育園	小規模保育事業所	山口市大内氷上 六丁目 33-8	株式会社ココモ
うる保育園	小規模保育事業所	山口市黒川 776-7	未来株式会社
ヤクルト保育園 プティット平川	事業所内保育事業所	山口市平井 201-1	株式会社 ヤクルト山陽
中央ココモ保育園	小規模保育事業所	山口市平井 226-8	株式会社ココモ
認定こども園 山口中央幼稚園	認定こども園	山口市中央四丁目 2-2	学校法人 本願寺山口学園
認定こども園 管内幼稚園	認定こども園	山口市大内御堀 3654-6	学校法人 明和学園

※各事業所の詳細は別紙のとおり

4. 意見聴取事項

今回、認可申請のあった事業所は、いずれも、既に保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所として認可を受け、保育事業を実施している施設の一部を活用して乳児等通園支援事業を実施するものであり、施設・設備基準、人員配置基準及び運営体制につきましては、条例及び関係法令に規定する認可要件に適合するものと判断できますことから、本市といたしましては認可する方針です。

つきましては、上記の内容を踏まえ、認可予定事業所の妥当性について、山口市子ども・子育て会議委員の皆様から御意見をいただきたく存じます。